

## 令和6年第4回花巻市教育委員会議定例会 議事録

### 1. 開催日時

令和6年3月22日（金）午前10時～11時5分

### 2. 開催場所

石鳥谷総合支所 大会議室

### 3. 出席者（6名）

教育長 佐藤 勝

委員 中村 弘樹

委員 役重 眞喜子

委員 衣更着 潤

委員 熊谷 勇夫

委員 中村 祐美子

### 4. 説明のため出席した職員

教育部長 菅野 圭

教育企画課長 及川 盛敬

学校教育課長 及川 仁

こども課長 大川 尚子

文化財課長 鈴木 直明

### 5. 書記

教育企画課長補佐 畠山 英俊

教育企画課 総務企画係長 瀬川 千香子

教育企画課 総務企画係主任 荒木田 美月

### 6. 議事録

#### ○佐藤教育長

只今から、令和6年第4回花巻市教育委員会議定例会を開会いたします。

会議の日時、令和6年3月22日、午前10時。

会議の場所、石鳥谷総合支所 大会議室。

日程第1、会期の決定であります。本日一日とすることにご異議ございませんか。

(なし)

#### ○佐藤教育長

「異議なし」と認め、本日一日と決定いたします。

日程第2、議事に入ります。

議案第7号「花巻市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則」を議題といたします。事務局から提案内容の説明を求めます。及川教育企画課長。

#### ○及川教育企画課長

議案第7号「花巻市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。

本規則は、令和6年度組織改編に伴い、教育委員会事務局の組織及び課の分掌事務について所要の改正を行うとともに、定年延長による役職定年に伴う職の追加及び附属機関の名称変更を行おうとするものであります。

はじめに、令和6年度組織改編につきましては、昨年4月のこども基本法の施行に伴い、国及び県と連携し、こどもに関わる幅広い施策を実施するとともに、第2次花巻まちづくり総合計画長期ビジョンに定める「子ども・子育て応援プロジェクト」について、市長部局に中核となる組織を設け、部局横断による取組を推進するため、教育部こども課が所管している子育て支援に関する業務が再編されるものであります。

次に、改正の内容についてご説明いたします。

お手元に配布しております議案第7号資料その1、その2も併せてご覧くださるようお願いいたします。

第4条は、教育委員会事務局の組織について定めるものでありますが、「こども課」の名称を「就学前教育課」に、「就学養育係」の名称を「就学前教育係」に改め、「子育て支援係」及び「保育管理係」を削るとともに、こども課にこどもセンターを置く規定を削るものであります。

第7条は、就学前教育課の分掌事務について定めるものでありますが、幼児教育・保育施設の保育及び教育、就学前教育の指導及び助言、幼児教育・保育施設と小学校との連携及び接続その他公立の幼稚園及び保育所の管理運営並びに適正配置に関することなどを就学前教育課の分掌事務とするものであります。

第13条及び第16条は、教育委員会事務局に置く課長等及び課長補佐等の職について定めるものでありますが、こどもセンター所長及びこどもセンター副所長を削るものであります。

第18条及び第23条は、教育委員会事務局及び市立学校以外の教育機関に置く職に「副主幹」を加えるものであります。

第24条は、教育委員会の所管に属する附属機関について定めるものでありますが、「花巻市文化財保存活用地域計画策定協議会」の名称を「花巻市文化財保存活用地域計画協議会」に改めるものであります。

そのほかの規定につきましては、文言及び条項移動等の整理を行うものであります。

次に、施行期日であります。本規則は、令和6年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

**○佐藤教育長**

只今、事務局から説明がありました。この件について質疑ございませんか。

(なし)

**○佐藤教育長**

「質疑なし」と認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第7号「花巻市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なし)

**○佐藤教育長**

「異議なし」と認め、議案第7号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第8号「花巻市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。事務局から提案内容の説明を求めます。及川教育企画課長。

## ○及川教育企画課長

議案第8号「花巻市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。

このことに関しましては、前回2月22日の教育委員会議において「花巻市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議について」議決をいただき、議案資料15、16ページの議案第8号資料その4のとおり、3月4日付けで、花巻市長に対し協議書を提出したところであります。

この結果として、次ページの資料その5のとおり、3月13日付けで、花巻市長から協議内容に同意する旨の回答文書をいただきましたので、本内容のとおり、「花巻市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」に規定する「補助執行事務」について、所要の改正をしようとするものであります。

改めまして、改正の内容についてご説明いたします。お手元に配布しております議案書の3ページと議案資料11ページからの議案第8号資料も併せてご覧くださいようお願いいたします。

第2条は、補助執行事務の規定であり、表中の市民生活部市民登録課の職員に補助進行させる事務のうち、「奨学金貸付相談に係る受付事務」及び健康福祉部長及び地域福祉課の職員に補助執行させる事務である「幼稚園の入園に関すること。」については、実態として現在、補助執行させていないことから、これらの事務について、補助執行させる事務から削ろうとするものであります。

次に、施行期日であります。本規則は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

## ○佐藤教育長

只今、事務局から説明がありました。この件について、質疑ございませんか。役重委員。

## ○役重委員

第7条の就学前教育課の分掌事務の中で、13号の公立幼稚園と保育所の施設整備に関しては、保育所も含めて教育委員会に残る、維持管理を行うという理解でよろしいでしょうか。施設管理だけ残るのだなという気がいたしましたが、そのあたりの理解はどのようにすればよいかお聞きします。

○佐藤教育長

大川こども課長。

○大川こども課長

整備及び維持管理に関することを、整備に関することと改正する理由ですが、公立幼稚園・保育所については、施設がだいぶ老朽化していることもあり、維持管理も含めて整備することになったときには、就学前教育課で担当するというところでございます。

○佐藤教育長

役重委員。

○役重委員

全体の適正配置計画の所管ということですので、その関連という理解でよろしいでしょうか。

○佐藤教育長

大川こども課長。

○大川こども課長

そのとおりでございます。

○佐藤教育長

ほかにございませんか。

(なし)

○佐藤教育長

「質疑なし」と認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第8号「花巻市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なし)

○佐藤教育長

「異議なし」と認め、議案第8号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第9号「花巻市教育委員会代決専決規程及び花巻市教育委員会の所管に属する職員の服務規程の一部を改正する訓令」を議題といたします。事務局から提案内容の説明を求めます。及川教育企画課長。

#### ○及川教育企画課長

議案第9号「花巻市教育委員会代決専決規程及び花巻市教育委員会の所管に属する職員の服務規程の一部を改正する訓令」についてご説明申し上げます。

本訓令は、令和6年度組織改編に伴い、代決専決権者の職名を整理するとともに、花巻市代決専決規程に準じて代決処理の方法及び専決事項の範囲を改めようとするものであります。

改正の内容についてご説明いたします。お手元に配付しております議案書の5ページと議案資料18ページからの議案第9号資料も併せてご覧くださるようお願いいたします。

第1条は、花巻市教育委員会代決専決規程の一部改正であります。令和6年度組織改編に伴い、第1条の2において、こどもセンター所長及びこどもセンター副所長を定義から削るとともに、第10条において専決事項の「こども課長」を「就学前教育課長」に改めるほか、第2条から第8条までに規定する、代決、代決後の措置、課長等の共通専決事項及び教育企画課長の専決事項について、所要の改正をしようとするものであります。

第2条は、花巻市教育委員会の所管に属する職員の服務規程の一部改正であります。令和6年度組織改編に伴い、所属長の定義に規定する「こども課長」を「就学前教育課長」に改めるものであります。

次に、施行期日であります。本訓令は、令和6年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

#### ○佐藤教育長

只今、事務局から説明がありました。この件について、質疑ございませんか。

(なし)

#### ○佐藤教育長

「質疑なし」と認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第9号「花巻市教育委員会代決専決規程及び花巻市教育委員会の所管に属する職員の服務規程の一部を改正する訓令」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なし)

#### ○佐藤教育長

「異議なし」と認め、議案第9号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第10号「花巻市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令」を議題といたします。事務局から提案内容の説明を求めます。及川教育企画課長。

#### ○及川教育企画課長

議案第10号「花巻市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令」についてご説明申し上げます。本訓令は、土沢幼稚園を廃止することに伴い、所要の改正をしようとするものがあります。

改正の内容についてご説明いたします。お手元に配布しております議案書の7ページと議案資料25ページからの議案第10号資料も併せてご覧くださいようお願いいたします。

土沢幼稚園につきましては、本年3月31日をもって廃止することで、昨年10月の教育委員会議定例会において議決いただいておりますが、本訓令の別表中の学校以外の教育機関印の規定から「土沢幼稚園印」を、学校以外の教育機関の長印の規定から「土沢幼稚園長之印」をそれぞれ削るものであります。

次に、施行期日であります。本訓令は、令和6年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

#### ○佐藤教育長

只今、事務局から説明がありました。この件について、質疑ございませんか。

(なし)

#### ○佐藤教育長

「質疑なし」と認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第10号「花巻市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なし)

**○佐藤教育長**

「異議なし」と認め、議案第10号は原案のとおり議決されました。

次の議案の審議に入ります前に、お諮りいたします。

議案第11号「課長の人事の内申に関し議決を求めることについて」につきましては、人事案件でありますので、審議は花巻市教育委員会会議規則第13条の規定による「秘密会」にしたいと存じます。

これにご異議ございませんか。

(なし)

**○佐藤教育長**

「異議なし」と認め、議案第5号につきましては、「秘密会」による審議とすることに決しました。

(秘密会のため非公開)

**○佐藤教育長**

会議を再開いたします。

議案第12号「文化財保護審議会委員の任命に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明を求めます。鈴木文化財課長。

**○鈴木文化財課長**

議案第12号「花巻市文化財保護審議会委員の任命に関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。

花巻市文化財保護審議会は、市内に存する文化財の保存活用に関し必要な事項を調査審議するため、教育委員会の諮問機関として設置された審議会であります。



本審議会の委員につきましては、花巻市文化財保護審議会条例第2条第1項の規定により、委員15人以内をもって組織すること、同条第2項の規定により、文化財に関し学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱することとなっておりますが、現在の委員の任期が本年3月31日をもって満了となりますことから、10名の委員を任命しようとするものであります。

お手元に配布しております議案書の9ページと議案資料29ページからの議案第12号資料を併せてご覧願います。

任命しようとする委員の氏名、年齢、性別、現職及び新任・再任の別につきましては、議案書のとおりでありまして、9名が再任、1名が新任であります。

任命は、令和6年4月1日付け、任期につきましては、同条例第2条第3項の規定により、2年となっておりますことから、令和8年3月31日までであります。

以上で説明を終わりますが、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

#### ○佐藤教育長

只今、事務局から説明を受けました。

本案は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

(なし)

#### ○佐藤教育長

「異議なし」と認め、質疑討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

議案第12号「文化財保護審議会委員の任命に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なし)

#### ○佐藤教育長

「異議なし」と認め、議案第12号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第13号「花巻城跡調査保存検討委員会委員の任命に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明を求めます。鈴木文化財課長。

### ○鈴木文化財課長

議案第13号「花巻城跡調査保存検討委員会委員の任命に関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。

花巻城跡調査保存検討委員会は、花巻城跡の調査及び保存に関し、専門家による検討を行うため教育委員会の附属機関として設置された審議会であります。

本審議会の委員につきましては、花巻市附属機関の設置に関する条例第2条第1項別表の規定により、定数は委員5人以内とされています。また、花巻城跡調査保存検討委員会設置要綱第3条第2項の規定により、考古学及び城館研究に精通する者、花巻市文化財保護審議会委員から教育委員会が委嘱することとなっておりますが、現在の委員の任期が本年3月31日をもって満了となりますことから5名を委員に任命しようとするものであります。お手元に配布しております議案書の11ページと議案資料31ページからの議案第13号資料を併せてご覧いただけます。

任命しようとする委員の氏名、年齢、性別、現職及び新任・再任の別につきましては、議案書のとおりでありまして、5名全員が再任であります。

任命は、令和6年4月1日付け、任期につきましては、同条例第2条第1項別表第1の規定により、2年となっておりますことから、令和8年3月31日までであります。

以上で説明を終わりますが、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

### ○佐藤教育長

只今、事務局から説明を受けました。

本案は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

(なし)

### ○佐藤教育長

「異議なし」と認め、質疑討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

議案第13号「花巻城跡調査保存検討委員会委員の任命に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なし)

## ○佐藤教育長

「異議なし」と認め、議案第13号は原案のとおり議決されました。

日程第3、報告事項に入ります。令和6年第1回花巻市議会定例会 教育関係事項について、事務局から報告をお願いいたします。菅野教育部長。

## ○菅野教育部長

2月27日から3月19日までを会期に開催されました、令和6年第1回定例会での教育委員会関係の案件についてご報告いたします。資料No.1-1、1ページをご覧ください。

はじめに、一般質問ですが、今回は6名の議員から質問がありました。答弁の詳細につきましては資料No.1-2をご覧ください。以下、概要をご説明いたします。

1人目の阿部一男議員からは、農業問題として、有機農業に関して、学校給食への導入について質問がありました。答弁では、これまで有機農産物に認証された食材を指定して購入した事例はないが、有機農産物の利用については、児童生徒に、より安心安全な給食を提供できる点で意義があるものと捉えていること。導入については、市内の有機農産物の生産量や流通実態の把握が必要で、需要量を継続的に確保できるか、高価なため賄えるのか、また、調理の面で洗浄作業に時間を要するなど課題もあることから、現段階では導入は必ずしも容易なものではないと考えていること。その上で、引き続き、農林部や農業協同組合、学校給食用物資供給業者、生産者等と情報交換を行い、価格や供給等の要件が整った場合に、導入に向けて検討していく旨答弁しております。

2人目の佐藤峰樹議員からは、花巻市指定無形民俗文化財について2点の質問があり、1点目の市内蘇民祭の評価についてのお尋ねについては、市内に現在伝承されている3つの蘇民祭について、「胡四王蘇民祭」「光勝寺五大尊蘇民祭」が、花巻市の無形民俗文化財年中行事等に関する風習として指定されているのをはじめ、「早池峰神社蘇民祭」を含め、いずれの蘇民祭も、古くから伝わる伝統行事であり、地域がその伝統を大切に守り継続してきた貴重な行事であります。岩手県固有の全国的にも珍しい形の祭りであることに加え、古くからの形をよく残しながら現在も続いていること。祭りのクライマックスである蘇民袋争奪を目当てに多くの観光客も訪れており、観光資源としてもたいへん魅力ある行事であることを高く評価している旨答弁しております。

2点目の、蘇民祭の開催に向けた地域住民との関わり及び支援についてのお尋ねについては、市内3つの蘇民祭の現状や黒石寺蘇民祭など県内の動きを説明した上で、蘇民祭を含め、民俗文化財が、近年の少子高齢化により継承が難しくなるなど、地域に伝わる文化財が失われつつある現状を鑑み、市は「花巻市文化財保存活用地域計画」を策定したこ

と、この計画の趣旨や内容、具体的な取組内容を説明した上で、蘇民祭をはじめ、地域に伝わる行事等は、地域の方々の強い思いに支えられ守り伝えられてきたものだが、住民の減少と高齢化により失われていく文化財が多いことも事実であり、保存会では、様々工夫を重ねながら伝承に努力している一方、伝統行事を残したいという思いだけでは活動が立ち行かなくなっているとの声も伺っていること。一般的に無形民俗文化財を継承していくために必要なものは、活動資金、運営体制、普及啓発、モチベーションの維持であると考えられるが、実際に行事を行うのは、神社や寺院と地元住民の方々と、行政が要望して続けてもらう性格のものではないこと。行事のあり方については、地域の意思を最大限に尊重すべきであると考え、こうした観点に立ち、教育委員会としては個々の保存会からお話を伺いながら、貴重な文化財を後世に残すために、どのような支援ができるのかを共に考えていきたい旨答弁しております。

3番目の佐藤現議員からは、3件の質問がありました。1件目の保育環境整備についての1点目、待機児童の現状についてのお尋ねについて、待機児童については、令和2年度及び3年度当初の待機児童はゼロとなっておりますが、令和4年度当初は3人、令和5年度当初は1人発生したこと。例年の傾向として、年度の途中から増加する傾向にあり、主に0歳児から2歳児までの低年齢児において発生していること。令和6年2月1日現在の待機児童数は52人で、要因としては、育児休業からの復帰に伴い、年度途中から低年齢児を受け入れなければならない状況で、低年齢児は保育士1人で担当できる子どもの数が少ないため、保育士不足によるものと捉えており、今後もこの状況は続くと思われる旨お答えしております。

2点目の保育士の配置基準についてのお尋ねについては、配置基準の改善に係る国の動向として、国の今後3年間の集中取組期間における具体的政策「加速化プラン」の中で、令和6年度の見直し内容として、4・5歳児の保育に適用される配置基準、「加速化プラン」期間中の早い段階で、1歳児の保育に適用される配置基準を見直すこととされていること。また、3歳児の配置基準の見直しについて、こども家庭庁の令和6年度予算において示されていることを説明した上で、市内の保育施設における職員の配置状況と、国の配置基準の見直しに関する影響について、令和6年1月現在、市内44の保育施設に在籍する2,384人の園児に対し、404.5人の職員が保育を行っており、現在の市内保育施設における保育体制は、変更後の国の配置基準を超えた保育士が配置されていること。ただし、0歳児において多く発生している待機児童を受け入れるためには、新たに保育士を確保することが必要となること。しかしながら年度途中において、保育士を募集しても応募する人が

少なく、保育施設において希望する保育士数を確保することが困難となっていること。法人立の保育施設では、年度途中の子どもの増加を見据え、上半期より保育士を配置した場合、子どもが入所するまでの保育士配置費用は、国の公定価格の対象とならず、保育施設が全額負担しなければならない状況にあること。このため、市では令和4年度より、年度途中の保育需要に対応するための保育士を上半期から新たに配置する施設に対し人件費の一部を補助する「保育士確保・保育所等受入促進事業」を実施しており、これまで保育施設1人当たり、補助対象職員1名、月額10万円を上限としていた内容を、令和6年度からは補助対象職員1名当たり月額20万円を上限とし、1施設当たりの月額を最大40万円に拡充する予算を令和6年度当初予算案に計上し、保育施設における保育士の配置、配置費用の負担軽減に努めたいと考えていること。保育士確保策については、待機児童解消が喫緊の課題であり、しっかり取り組んでいくが、長期的には少子化の進展を見据えるとともに、多様な保育ニーズに応えた就学前教育の充実の観点も含めた取組を講じていく必要があると考えている旨答弁しております。

3点目の市独自の処遇改善を行う考えについてのお尋ねについては、国の取組について、人事院勧告に準拠した公定価格の改訂が継続して行われているほか、処遇改善加算として、保育士経験年数に応じた加算、専門性の高い研修の受講を要件としたキャリアアップ加算、給料を3%引き上げる加算がされており、国の令和6年度当初予算案は、処遇改善の取組が始まる直前の平成24年度と比較し、プラス23.2%を見込んだ内容となっていること。市独自の処遇改善については、仮に、保育士への手当として1人当たり月額1万円を支給した場合、年間で5,000万円ほど、月額2万円を支給した場合、年間で1億円ほどが見込まれ、国や県からの支援制度がないため全額市の負担となり、財政負担が大きく実施が難しいと考えていること。本市では独自に保育士への経済的な支援策として、家賃補助、奨学金返済支援補助、就職支援貸付などを実施していること。今後も引き続き、地方の公定価格の引き上げなど、保育士の処遇改善に向けた取組について、県を通じて国に対し要望していく旨答弁しております。

2件目の小中一貫教育について、矢沢小学校及び矢沢中学校並びに石鳥谷地域への導入に向けた検討状況のお尋ねについては、これまでの経緯を改めて説明した上で、矢沢小学校及び矢沢中学校における義務教育学校については、11月に「矢沢地区義務教育学校設立委員会」を立ち上げ、「学校経営部会」「教育課程部会」等6つの専門部会による検討を進めていること。また、設立委員会の様子については、「矢沢義務教育学校 学校設立委員会だより」を発行し、矢沢地区の全世帯に配布しているほか、市ホームページにも掲載

し周知していること。山形県新庄市の義務教育学校視察や、桜台小学校の長寿命化改良工事の見学をするなど知見を深めたこと。「基本構想」の策定に当たり、保護者や地域の方々の意見を参考とするため、ワークショップを開催したこと。同様に、矢沢小学校5・6年生と矢沢中学校の1・2年生を対象としたワークショップを開催するなど進めていること。今後は、令和6年度の初旬に「基本構想」を策定し、令和6年7月をめどに、学校の基本設計の作業に入りたい旨お答えしております。

一方、石鳥谷地域については、昨年度に引き続き、今年度も11月の新堀小学校を皮切りに、順次各小学校において教育懇談会を開催したこと。懇談会では、教育委員会が策定した「花巻市立小中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針」について、子どもたちの教育環境がどうあるべきかを考え、「望ましい」学校や学級の規模、学区の範囲等を示すものであること。個別具体の学校の配置計画を示すようないわゆる「実施計画」ではないこと。今後20年間の姿を資料としてお示しし、「どうすべきか」を話し合ってもらう契機とするものであることをご説明したこと。また、今後の見通しとして、少子化により、石鳥谷地域の小学校では、複式学級の発生や各学年1学級化が進み、集団の中で多様な考え方に触れる機会や切磋琢磨する機会が少なくなることや、人間関係の固定化が懸念されることを説明し、「基本方針」では、石鳥谷地域において、小中一貫教育の導入も視野に入れており、矢沢地区においては、小中一貫教育の一つの形態である義務教育学校への移行に向けて動き始めていることを説明したこと。これらの説明を受けて、4つの小学校の教育懇談会では、少子化の実態を理解いただいた上で、今後の教育環境をどうにかしなければならぬといった趣旨の意見が多かったものの、一部では慎重な声もあったことから、判断材料となる資料を提供しながら丁寧に説明するなど、保護者や地域が検討を進めやすいよう、懇談会の開催や協議をさらに重ねていきたいと考えていること。その上で、今後、保護者や地域から石鳥谷地域における望ましい教育環境を検討する中で、小中一貫教育の導入を検討すべきとの意見があった場合には、情報提供に努め、丁寧な説明を行っていききたいと考えている旨お答えしております。

3件目の保育施設及び小中学校における安全性について、病気休暇の実態についてのお尋ねについてです。公立保育園及び公立幼稚園の職員で1か月以上の長期間にわたる病気休暇とその後の休職も合わせた取得件数は、令和3年度は11件10名で、うち精神疾患が5件4名、令和4年度は合計4件4名、うち精神疾患によるものは前年度から継続する2件2名、令和5年度は合計3件2名で、うち精神疾患によるものは1件1名と減少していること。小学校の教員については、文部科学省の令和4年度の調査結果によると、病気休職

者のうち、精神疾患によるものは全国で前年比642名増の6,539名、県内においては前年度比12名増の67名となっているなど、年々増加の傾向を示しており、本市においても増加していること。市教育委員会に届け出がある1か月以上の長期にわたる病気休暇の件数は、その後の休職も合わせ、令和3年度は小学校4件4名、中学校4件4名の合計8件8名となっており、うち精神疾患によるものが小学校1件、中学校1件となっていること。令和4年度は合計16件15名で、うち精神疾患によるものが小学校8件7名、中学校4件4名、令和5年度は合計17件16名で、うち精神疾患によるものが小学校のみ14件中13名となっていること。小学校では、精神疾患による病気休暇者が多く存在している背景として、家庭、家族に関する問題や、学級経営上の問題への対応、保護者からの要望への対応などが要因であると捉えていること。これまでの状況から、一度精神疾患にかかり、病気休暇及び休職に入ると、職場に復帰した場合においても、再び同様の症状を示すケースが散見される旨答弁しております。

4人目、鹿討康弘議員からは、幼児期の発達障がい支援及び早期療育について、支援体制についてのお尋ねがありました。答弁では、現在市内の幼児教育・保育施設において、発達に課題や遅れが見られる幼児が増加しており、発達状況の見立てや個別の対応、保護者対応などに苦慮している状況が見受けられることから、個々の発達状況や対応について、市と施設が共通の認識を持ち、連携して支援に当たることが必要と捉えていること。教育委員会が進めている取組の1点目として、こども発達相談センターでは、市内の幼児教育・保育施設を巡回訪問し、助言や指導を行っていること。2点目は、保護者等を対象として、こども発達相談センターやこども課で研修会を開催していること。3点目は、関係機関の連携による切れ目のない支援体制の構築のため、保健センターが実施する乳幼児健診から、必要に応じて健康づくり課やこども発達相談センター、地域福祉課の家庭相談員、障がい福祉課の基幹相談支援センターなどと連携していること。これに加え、こども課においても、幼児教育・保育施設の職員が訪問し、療育が必要な幼児の把握に努めているほか、連携が必要と考えられる場合は、イーハトーブ療育センターを含む関係機関の職員がチームを組んで施設を訪問し、就学を見据えた支援を行っていること。また、就学に不安を抱える保護者の相談対応や、希望に応じて学校見学に同行するなど、個々に合ったきめ細やかな支援を行っていること。さらに、就学により支援が途切れることのないよう、幼児発達支援連絡会を通じ、学校教育課を含む関係機関と情報共有を図っていること。また、教育委員会では、支援体制を強化していく方策の一つとして、幼児の行動傾向や特性を可視化するための統一のアセスメントシートの導入を検討しており、このシート

は、幼児の日常の行動を見て、行動傾向や特性を把握するもので、記入者が違って同じ基準で見立てることが可能で、関係機関で情報共有する際も有効であると考えられること。また、シートを活用することで、幼児の行動の傾向や特性を把握し、施設における対応の手立てとするなど、日常の中で今できる支援に繋がることを期待され、これまでの縦横連携をさらに強化する効果が期待できる旨答弁しております。また、健康福祉部に新たに設置されるこども家庭センターは、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援を行う機能を持つことから、発達に課題や遅れがある幼児の中には、家族や家庭の問題が背景にある幼児も多く、そういったケースへの対応において、こども家庭センターと教育委員会との連携が大変重要となってくるものと考えており、積極的に情報の共有と連携を図りながら、発達に課題や遅れのある幼児を個々の状況に応じて切れ目なく支援していく体制づくりに努めていく旨答弁しております。

5人目の本館憲一議員からは、子ども・子育て応援プロジェクトについて学校給食費無償化を実施する考えについてのお尋ねがありました。答弁では、今年度も児童生徒の食料費である学校給食費は3億4,089万円で、小学生1人当たりでは年額約4万8,000円、中学生1人当たりでは約5万7,000円となっていること。また、令和6年度には、物価高騰分を加味すると3億5,000万円と価格が上昇する見込みであること。物価高騰の影響もあり、保護者のご負担となっている中で、学校給食費の無償化は、子育て支援策として望ましい一つの有効な手段であると認識しているが、市の独自政策として、無償化を実施する場合は、その財源についてしっかりと見込みをつける必要があり、一度無償化すると継続して取り組むことが前提となるため、国が無償化を実施しない場合、学校給食費は長期にわたり市の負担となることから、慎重に検討していく必要があるという認識に変わりはないこと。令和6年度当初予算において継続する物価高騰分を見込み、児童・生徒1食当たりの単価を令和5年度と比較し20円の値上りを想定しているが、今年度に引き続き保護者負担分の学校給食費は据え置きとする予定であること。この値上がり分の3,072万6,000円については、市で負担すること。一方、保育施設を利用している児童の副食費については、市では独自に取り組んできた第3子以降の子ども副食費の補助について、令和5年度より所得に関わらず副食費の全額補助に拡充し取り組んできたが、子育て支援の強化のため、令和6年度の取組として、補助金の支給方法を償還払い方式から現物給付方式に変更し、支援対象に第2子を加えるほか、第1子についても、給食材料費の物価高騰を考慮し、保護者負担の一部（園児1人につき月額300円）を支援する経費として、3,483万4,000円を令和6年度予算案に計上して取り組むこと。その上で、学校給食費の無償化は今後



も市として検討課題と捉えていること。また、引き続き、学校給食費のほか幼児教育・保育における給食費の無償化も含めた実現に向け、財政的な措置が講じられるよう、直接国に対し、また全国市長会等を通じ継続して要望していく答弁しております。

6人目の菅原ゆかり議員からは、こども誰でも通園制度（仮称）について2点の質問がありました。1点目の本制度の実施についてのお尋ねについては、こども誰でも通園制度は、国の少子化対策の一つとして掲げられた取組で、現行の幼児教育・保育の通園制度や、未就園児の一時預かり保育のサービスに加え、新たに月一定時間の利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる取組で、国は令和8年度の全自治体実施を見据え、令和5年度補正予算で試行的事業を実施、令和7年度中に制度化する予定で取組を進めていること。試行的事業は、実施団体が全国108自治体で、県内では盛岡市と一関市が予定していること。事業の内容は、保育所や幼稚園などに通っていない0歳6か月から満3歳未満の子どもが対象で、保育所、認定こども園、幼稚園などが実施場所となっており、1人当たりの利用について、月10時間を上限として、子ども1人1時間当たり300円程度を標準として、各施設において設定した額を保護者負担とすることができることとされていること。本市の対応としては、国が今年度の取組として掲げたこども誰でも通園制度（仮称）の前身となる「保育所の空き定員などを利用した未就園児の定期的な預かりモデル事業」について、市内各施設に案内したところ、数件の相談があったものの、施設側が必要な体制を整えることが難しい状況にあり、事業の実施には至らなかったこと。また、令和5年度補正予算による試行的事業は、事業を実施した施設において、事業実施に係る利用状況、効果や課題、利用者や保育者の意見を取りまとめ、国の制度化に向けた調査への報告をするなど各施設の業務負担が新たに発生することが想定されたほか、制度の実施に必要な全国統一のシステムが現時点では未整備であることなど、施設が円滑に実施するための条件が現時点では整っていないと判断し、本市における実施を見送ったこと。12月に行った「こども誰でも通園制度」の実施意向調査では、本格実施となった場合の各施設の意向を伺ったところ、8施設が「実施したい」、19施設が「検討中」、16施設が「実施しない」と回答していること。その上で、市としては、今後も市内幼児教育・保育施設と先行する他自治体が取り組んでいる試行的事業の実施状況等を共有しながら、早ければ令和7年度の試行的事業への参加も視野に入れ、遅くとも国が目指している令和8年度の全自治体実施の際には、本市でも取り組めるよう準備を進めていきたいと考えている旨答弁しております。

2点目の本制度の実施に当たっての課題についてのお尋ねについては、本市は保育士不足により待機児童が発生している状況にあり、事業を実施するに当たっていかに保育士を確保していくかが大きな課題であると捉えていること。施設における実施するための条件がまだ整っていないこと、また、市が行った実施意向調査において、各施設からいただいた意見の中には、事業を実施する場合の職員体制や研修、国などから支給される給付費等、制度の内容が不透明で経営に及ぼす影響が判断できないなどの声をいただいております。今後、事業の実施に向け、これらの課題に対応し制度の内容を国が明らかにしていくことが重要であると認識していること。市としては、待機児童の解消を最優先課題として、引き続き保育士確保に取り組むとともに、子育て世帯のニーズや試行的事業の事例など、情報収集を行いながら、事業の実施に向け、各施設との連携を図りながら、着実に準備を進めていく旨答弁しております。

次に2ページ、議案審議でございます。

はじめに、花巻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、内閣府令で定めている特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定教育・保育施設における重要事項の掲示方法について、インターネットで閲覧できるようにするという内容であります。それに合わせて所要の改正をしようとするもので、原案のとおり可決されております。次に、花巻市立保育所設置条例の一部を改正する条例については、児童減少に伴い、花巻市立亀ヶ森保育園を廃止しようとするもので、原案のとおり可決されております。

次に、こちらも原案のとおり可決されておりますが、令和5年度一般会計補正予算（第14号）について、主な部分をご説明いたします。資料No.1－3をご覧ください。

歳入については説明を省略させていただきます。

歳出についてです。人件費の整備や事業の執行見込みに伴う増額、減額については説明を省略させていただきます。

1ページの教育企画課小学校施設維持事業費1億5,211万1,000円は、国の補正予算に対応するため、湯口小学校及び笹間第一小学校の暖房設備更新と湯口小学校の照明のLED化に係る工事費を計上するほか、決算見込みによる整理を行うものです。同じく中学校施設維持事業費6,899万2,000円は、国の補正予算に対応するため、花巻中学校の暖房設備更新に係る工事費を計上するものです。

7 ページをご覧ください。博物館の展示活動事業費3,000万円は、花巻市博物館開館20周年記念特別展として、令和6年7月からの開催を予定している「アニメージュとジブリ展」花巻市博物館展について、早期に実行委員会を設立し、広報物の印刷等を前倒しで進めるため、実行委員会負担金を計上するものです。

なお、実行委員会は、花巻市とテレビ岩手により構成され、昨日、第1回目の実行委員会を開催し、会則や事業計画、予算等を決定しスタートしております。

8 ページの繰越明許費の変更ですが、小学校施設維持事業費、中学校施設維持事業費は、先ほどご説明した国の補正予算対応のほか、関係機関との協議などに時間を要したため、限度額を変更するものです。

9 ページは、生涯学習部の担当になりますが、萬鉄五郎記念美術館整備事業は、部材の調達に時間を要することから繰り越すものです。

資料No.1-1、2 ページにお戻りください。花巻市教育委員会教育長の任命に関し同意を求めることについて、花巻市教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについては、それぞれ佐藤勝教育長、中村祐美子委員の再任について可決されております。

また、資料にはございませんが、令和6年度一般会計当初予算について、前回の教育委員会会議で説明しておりますが、原案とおり可決されております。

報告については以上であります。

#### ○佐藤教育長

只今の報告について、質疑のある方はございませんか。役重委員。

#### ○役重委員

菅原ゆかり議員の「こども誰でも通園制度（仮称）」に関するご質問についてです。答弁を見ますと、確かに実施は簡単ではないなど改めてわかりました。需要量の見込みと保育士を、下手をすると非正規で増やさざるを得ないということにも繋がるかなと思います。先行する盛岡市と一関市の取組について、どのように工夫して実施しようとしているのか、情報をお持ちであれば教えていただければと思います。

#### ○佐藤教育長

大川こども課長。

#### ○大川こども課長

盛岡市と一関市の取組については、今時点で詳細を確認しておらず、情報がございません。申し訳ございません。今後、取組を進めていくに当たって、参考にさせていただきた

い部分が出てくるかと思imasので、今後照会して確認していこうかと考えて話をしているところでしたので、よろしくお願いいたします。

**○佐藤教育長**

役重委員。

**○役重委員**

わかりました。おそらく同じ課題の中でクリアできるように検討されていると思いますので、勉強していただけるとよいと思います。よろしくお願ひします。

(なし)

**○佐藤教育長**

その他ありませんか。質疑を打切ってよろしいでしょうか。

(はい)

**○佐藤教育長**

「質疑なし」と認め、只今の報告に対する質疑を終結いたします。

次の事項、令和6年度花巻市立小中学校入学式について、事務局から報告をお願いします。及川学校教育課長。

**○及川学校教育課長**

令和6年度花巻市立小中学校の入学式についてご報告いたします。資料No.2をご覧ください。前回の会議の際に案をお示ししましたが、本日時点で、資料のとおり調整しているところであります。このとおりが出席いただきたいと思っておりますが、都合が悪い場合がありましたら、後でもよろしいので教えていただければと思imas。以上です。

**○佐藤教育長**

大変お忙しい中ですが、よろしくお願ひ申し上げたいと思imas。

変更等ありましたら、逐次、ご連絡いただければと思imas。

小学校が早いところで5日、ピークが8日あたりでしょうか。9日のところもあります。中学校は、4日、5日、特に5日が多く、時間は午後であります。よろしくお願ひ申し上げます。

次の報告、教育委員会関連行事につきましては、お手元に配布いたしました日程表によりまして報告に代えさせていただきます。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

本日の教育委員会議は、これをもって閉会といたします。ありがとうございました。